

「後期高齢支援システム標準化検討会市町村 WT」

第1回議事概要

日 時：令和4年1月14日（金） 13：00～16：00

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（敬称略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

那須 孝夫	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 係長
浅野 祐介	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 主査
宮崎 綾	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
小貫 勇人	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
植原 麻衣	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 主事
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主任
富田 義憲	川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長
山下 貴幸	西海市健康ほけん課 主事
西俣 英成	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主事

（オブザーバー）

丸尾 豊	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
前田 みゆき	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム プロジェクトマネージャー
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
中江 遼太郎	厚生労働省保険局高齢者医療課 企画調整専門官
浅見 雅彦	厚生労働省保険局高齢者医療課 高齢者医療指導調整官
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【議事次第】

1. 開会
2. 標準化に関する主要論点の整理について
3. 機能・帳票要件の確認について
4. 今後の依頼事項について

【意見交換（概要）】

（標準化に関する主要論点の整理について）

- 収滞納業務の取り扱いについては事務局案で問題なし。
- （資料 12P）当区では、後期高齢支援システムのカスタマイズで葬祭費の受付、支払事務を行っている。他県では、広域標準システムで事務を行っている認識で良いか。
⇒ご認識の通りです。46 広域連合では、広域標準システムの機能を使用し、支給処理を行っています。
⇒広域連合からは、広域標準システムには葬祭費に係る機能が存在しないと言われている。
⇒広域標準システムの権限設定により、葬祭費の支給を登録する「その他支給ボタン」を押下できないようにされている可能性はある。
⇒該当広域は、従前より広域が支払う金額以外に自治体が葬祭費を加算して支給していることから、広域標準システムとは別の仕組みを構築した経緯があると承知している。
⇒標準化後の運用を踏まえて、後期高齢支援システム(自治体システム)側で対応すべきか、広域標準システム側で対応すべきか意見はあるか。
⇒該当の広域に広域標準システムでの運用への切替可否を確認し、その結果に基づき検討するでもよいと考える。
- 文字移行の考え方について過渡期における文字運用の統一に関して、素直に考えれば、全国の各自治体で対応を方法を検討するよりも、広域標準システム側で吸収する方が良いと考えるが、対応方針については引き続き厚労省にて検討頂きたい。
- マイナポータル・ぴったりサービスについては事務局案で問題なし。

- DV等支援対象者に係る抑止情報の利用については、先行して住記システムにおけるデータ要件を整備した後、他システムの機能で必要な情報を連携要件として整備予定である。並行して、後期高齢支援システムの機能面からも必要なデータ要件を検討願う。
 - ⇒後期高齢者医療における被保険者には住登外者も存在する関係上、住民記録システムからの連携データだけでは不十分となる可能性がある点について、今後も住登外者という概念を残すかどうかは制度的観点での検討が必要とも考える。
 - ⇒先行する住記システムでどのような整理がなされるかを確認してからの検討となるが、住所地特例は制度上必要となるため、その前提であるべき姿を模索したい。
 - ⇒DV等支援対象者を連携する方法として、2つの案が提示されているが、広域標準システム経由で後期高齢支援システムに連携する方法も考えられる。現時点では、現状の業務フロー前提での検討となってしまうため、デジタル庁の連携要件が整備された後に、その資料を踏まえて検討するべきと考える。
 - ⇒現時点では、標準仕様書の記載内容も決定していく必要があるため、この場では、(案2)を前提として進めていくこととさせていただきたい。
- 帳票の考え方については事務局案で問題なし。
- 納入通知書の様式統一について、本市では、現在決定通知と納入通知は別々の様式として規定しているが、高齢者の元に2通似た通知が届くことで混乱を招くパターンもあるため、今後A4用紙での統合例のような様式に切り替えることを検討している。
 - ⇒A4の様式を標準オプションとする方針について意見はあるか。
 - ⇒本市としてはA4の様式を想定しているが、標準オプションとしてA3の様式が規定されることについては問題ない。
 - ⇒本市では、現在もA4の様式を利用しているが、引き続きA4の様式で運用する予定である。なお、標準化に伴う全国的な帳票様式の変更にあたっては、対象となる高齢者に特殊詐欺ではないかとの疑念を持たれる恐れもあるため、どのように周知していくかは課題と考える。
 - ⇒周知方法について、現段階で確定したお答えは難しいが、一斉にテレビCMを打つといった方法ではなく、納入通知書を発送する際に、予め説明資料を同封するなど、通常運用の中で周知する方法としていただくのが良いのではないかと考えている。
- 納付書について、コンビニ収納への対応を「実装必須」とする方針となっているが、実施可否は各自治体で選択できるようにして頂きたい。
 - ⇒標準仕様書における記載として、コンビニバーコードについても出力有無を選択できるように記載する考えであり、全自治体におけるコンビニ収納運用を必須とする想定ではない。
 - ⇒本市としては、キャッシュレス決済にも既に対応済みである。今後追加されていく

新たな支払い手段を採用する場合にも標準仕様書の記載が足枷にならないように、記載内容についてはご配慮頂きたい。

- 共通基盤の考え方について先行している業務では、他システムとの連携について地域情報プラットフォームで規定しているインタフェースで連携することを要件としている。地域情報プラットフォームについても標準化での検討を受けて、改定を検討している。

(機能・帳票要件の確認について)

- (機能ID4.3.4.) 口座振替結果通知書出力は、社会保険料控除申請にあたっての領収書の代わりとして認識している国民の皆様もいらっしゃるため、本市としては必須と考える。
⇒納付証明書、納付確認書での代用は出来ないか。
⇒納付証明書、納付確認書に、各月の引き落とし額が印字されれば、代用可能である。
⇒ご意見を踏まえて、納付証明書の帳票様式を検討するため、口座振替結果通知書については、介護保険同様、実装不可として規定する方向で検討する。
- (機能ID4.5.5.) 還付金口座振込依頼情報作成について、みずほ銀行指定フォーマットで作成するという要件は必要か。
⇒公金支払いは納付金サイトを介して行うが、その仕様は銀行ごとに差異がある。
みずほ銀行指定フォーマットで作成するという要件をサポートすると、その他フォーマットもサポートする必要があると考え、妥当ではないと考える。また、各納付金サイトでは、特定のレイアウトのCSVファイルや全銀協フォーマットでの授受も可能な仕様となっているため、EUCによる対応も可能であると考え。
- (P.40) 差押えの要件整理について、制度横並びの観点から、国保標準システムの機能要件にあわせることを検討しているがいかがか。
⇒当自治体では、収納係が国保業務と後期業務の滞納整理運用を併せて実施しており、国保と比して後期のシステムが機能不足となっており、苦慮しているところもあるため、国保の機能要件にあわせた方が収納担当はやりやすいと思われる。
⇒当自治体では、収納係が介護業務と後期業務の滞納整理運用を併せて実施しており、介護の機能要件にあわせた方が運用しやすい。国保と介護の機能どちらも選択可能となるようにはできないか。
⇒国保標準システムの機能要件が、介護システムの機能要件を包含していれば問題ないと考え、事務局にて機能の突合せをし、不足が無ければ国保標準システムにあわせるとともに、介護システムにあって国保標準システムにない機能があれば、機能要件追加する方針とさせていただければと考える。
⇒制度論では国保にあわせるべきだが、事務局の整理結果を踏まえて検討しても問題

ない。

(今後の依頼事項について)

- 事務局側で、葬祭費の整理については確認を行う。また、本日の整理結果を受けて、修正した標準仕様書案の修正版を送付させていただくのでご確認いただきたい。